

各 位

会 社 名 兵 機 海 運 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 東 洋 治
 コード番号 9 3 6 2 (大証第二部)
 問 合 せ 先 管 理 部 長 安 積 拓 也
 電 話 : 078 - 940 - 2351

定款一部変更に関するお知らせ

平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 68 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

法令で定める監査役の員数が欠けた場合において、補欠監査役との安定的関係を保つため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
<p>(選任および解任) 第 29 条 監査役は、株主総会において選任および解任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>(任期) 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(選任および解任) 第 29 条 監査役は、株主総会において選任および解任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>④ <u>補欠監査役の予選に係る決議の効力は、当該決議によって短縮されない限り、決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第 4 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

(注) 現行定款の附則にあっては、附則第 2 条の条文に従い、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除されております。

以 上